

前回事業からの主な変更点等

事業内容

項目	前回事業	第四次事業（今回）
対象世帯	一般世帯のみ	液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等
値引き額	各世帯1回400円	各消費者等1回800円
経費支援	50円×世帯数 (下限額5千円、上限額5万円)	100円×消費者等数 (下限額1万円、上限額10万円)
値引き時期	令和7年8月使用分（9月検針）、9月使用分（10月検針）又は10月使用分（11月検針）のいずれか	令和8年2月使用分（3月検針）、3月使用分（4月検針）又は4月使用分（5月検針）のいずれか

申請手続きの簡略化

項目	前回事業	第四次事業（今回）
値引き実施前の手続き	申請書の連絡先に変更がなければ記載の省略可	引き続き実施
値引き実施後の手続き	実績報告書の振込先に変更がなければ記載の省略可 実績報告書の振込先に変更がなければ通帳の写しの添付省略可 実績報告書の一覧表の記載を各対象者毎ではなく市町村毎とする	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施